



長野県報

8月23日(木)
平成24年
(2012年)
第2397号

目 次

告 示

保安林予定森林（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森林づくり推進課）	1

公 告

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会の中止（4件）（都市計画課）	2
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	2
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	2
一般競争入札（生活排水課）	3
一般競争入札（6件）（河川課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（東北信運転免許課）	9



長野県告示第603号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成24年8月23日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市真田町傍陽字表5932の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第604号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年8月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡南木曽町吾妻1438の1、1438の7、1438の8

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第605号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年8月23日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡山形村字本澤横吹澤7598の1、字清水高原7598の129、字堂ヶ入7763の2、7763の63、7763の65、7763の67、7763の68、7763の70、7763の73、7763の75、7763の78、7763の79、7765の1、7765の4、7765の5

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

山形村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

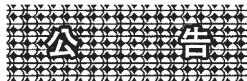
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成24年8月25日に開催を予定していた小諸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成24年8月23日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成24年8月25日に開催を予定していた千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成24年8月23日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成24年8月25日に開催を予定していた坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成24年8月23日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成24年8月26日に開催を予定していた小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成24年8月23日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年8月23日

長野県知事 阿部守一

1 許可番号 平成23年12月21日

長野県指令23建指第13-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

埴科郡坂城町大字中之条字北川原1018-2、字上町1330-1の内、字豊饒堂1355-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埴科郡坂城町坂城9165

KYB-YS株式会社 代表取締役 柳澤次夫

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年8月23日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

1 許可番号 平成24年5月2日

長野県長野地方事務所指令23長地建第1-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字郷原333-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字塩川492-1

株式会社住まいのセンター 代表取締役 大磯守昭

建築指導課